日本書紀

廿二

太政官文庫
和書門
類 八四九八
號 九二
函 一〇
架 二〇
冊

内閣文庫
和書
類 八四九八
號 二〇
冊 一三七
函 五
架

内閣文庫
番號 和 8498
冊數 20 (14)
函號 137 46

国立公文書館
National Archives of Japan

廣辻氏
藏書記

国立公文書館
National Archives of Japan

日本書紀巻第二十二

豊御食炊屋姫天皇 推古天皇

豊御食炊屋姫天皇ハ 天国排開廣庭天皇

の中女なり 橘豊日天皇の同母の妹なり

くまのすべらみこと 額田部皇女と申す

いはもりのみや 磐瑞宮 に立て 進止 軋制 年十

三十四歳にして 亭中倉太玉敷天皇の皇后 きさき となる

三十九歳 泊瀬部天皇五年の十二月

宮内庁書陵部

よあつて天皇大臣馬子宿禰のことを殺せ
らるるをひて副位そなへ給ふ
淳中倉太珠敷尊の皇后を靖天皇とまをす
まつりごとをしめせと皇后のなをひらま
百寮をめさて三度いなびを
なをちしひさまふ天皇の璽印を
さてまつる冬十二月この月の朔つちの
とのうの日皇后豊浦宮にあまりひつきを
即天皇位
治めたまふ

元年春正月この月の朔ひのしるつ
の日仏舎利をもて法興寺の刹柱の礎の
中におき給ふひのとのひ刹柱をたて給ふ
夏四月かのとのもの朔つちのとのうの日厩戸
豊聡耳皇子を立て皇太子とし給ふて
すつる録摂政おんしるものすべて
ことごとくゆるし給ふ橘豊日天皇
の第二の女母皇后を穴穂部間人皇女
とまをす皇位をみこうませすさんとする日禁
懐姙間姙

中とあらまし（巡行）つくりをみ給ふ（絵司）馬司
にいらせてまし厩戸（もやのと）にあらせて（宮）
さすがにてさちまみそうこと給ふ生（あ）
らくまくまふ（言）聖智（ひじり）まさまおとこさ（社）
まとらんで一（ひと）つ十人の祈（うれ）ときこうあ
まよあやまち給ふ（切夫）ふくまきまし給ふかなて（矢）
ゆくさまとをまこはく円教（のり）を
高麗（こま）のほうし（僧）恵慈（えじ）なる外典（げてん）を
まこせ覚（さと）り給ふ（達）あまよくさと（達）

父天皇（ちちのすめらみこと）（父）あくを（父）給ておほうちのうつくやま（宮町）（上殿）（居）
まつの給ふ故その名を称て上宮厩戸豊聰（もやこ）（とよ）（とし）
耳（みみ）太（ふと）みとまうさ秋九月橘豊日（たちばなとよひ）天皇をか
まちの磯長（しなが）の陵（みさ）あまの葬（はふり）まつる
ことまうさめて四天王寺（してんわうじ）を難波（なにわ）の荒陵（あらを）
まつ給ふ（ふ）ことまうさ（ふ）大（ふと）と賀（よろこ）せ
二年春二月ひのえとの朔（つきたち）皇太子（ひつぎのみこ）とも
大臣（おとど）とみことのかしてて三宝（ほうぶつ）をさうんまつりむ（興隆）
このときに連（むらじ）おの（連）君親（みや）の

めくみの[illegible]きをひて佛舎をつくる[illegible]
恩　聽
[illegible]を寺といふ
三年 夏四月 沈水あり[illegible]の濱よりそ
伊希
のおほきさ一圍ばかり人沈水とおもふ薪よ
[illegible]せて竈ごとにその[illegible]
煙気　遠薫
ち異[illegible]てこれをさてまつる 五月つちの
ひすの朔 ひのとのうの日 高麗の僧 惠慈
来
帰化
皇太子[illegible]を師とし
百濟の惠聰 [illegible]ふるの僧
来

ほとけのみのりをひろめて[illegible]ひよ三宝の棟
弘演　仏教
梁となる 秋七月 將軍等 [illegible]
四年 冬十一月 法興寺に[illegible]大
臣の男善德臣として寺のつかさを拜す この日
惠慈 惠聰 二のほうし[illegible]
任
[illegible]
十年 夏四月 ひのとのうしの朔の日 百濟王
王
朝貢
[illegible]て[illegible] 冬十一
月 ひのとのひつじの朔きのえの日 吉士磐余

新羅より
八年夏四月雄波吉士磐余
て齧二侯
月つちのいの朔の日
きてすつ冬十月つちのいめの朔ひのと
ひのの日越の国より白鹿一
てすつ
七年夏四月きのとのひつの朔
の日ゐ地動て舎屋
ちち四方うて地震神をまつりも秋九
月ちのこのいの朔の日百済より駱駝一疋
駱駝一疋羊二ちち白雉一侯
八年春二月ちの新羅と任那とあひせむ天皇
任那をたすけおほせて境部臣
のみことして大将軍とし穂積臣
副将軍とし巨勢臣
くさをひきのて任那のえめまをうつ

こゝに直ハ新羅をうちてゆく氣
ちゝ新羅ハいくつて五の城をせめてゆき
ぬ こゝにちゝの王うこ
とあつて いくさの きゝの ちゝ
ゆくて 立ごろ ゝら
南四羅 なら 六の城と割て まろんと
ゝて時 いくさの きゝ ちゝハ
ゝゝ ちゝ つゝ
いてうつ ゝ

將軍 麾下 素奈羅 弗知鬼 委陀 服 服 不可 撃 羨上

爰ハ天皇更ハ雜伎吉師神をちきゝ
しまる雜伎の吉士木蓮ハを任那ハまし
てこゝのかゝちを人ゝ 爰ハ任那
の王二國ゝつひをまして 調貢 ちゝ
ゝ ゝ ふゝ ゝて
天上ハ神まし ハ地ハ天皇まし ハこの二
ちゝの神をおいてゝ 除 ゝ
とまゝ ゝ
ゝ ゝ

投拾 表 畏 以後 旦 乾

朝ひまきんをけちつつひとする
して将軍をめしつかはし、いとさのきみる
ちきりきよりいくさをれいち新羅まき任
那をおうつ
九年春二月皇太子ちもて官家を班賜
よつくる魚三月きのくさる朔つちのし初
の日大伴連望と高麗よまき坂本臣糠
手とくるよまきてみことのりしてのるす
くそやる急西漢任那をきくつ多五月天皇
耳梨の行宮よおくるまたひさめ大雨
月て河水さゝひおけるやよいためり秋九
月のるの朔つちのし初の日きの河
ひひと迦摩多諜者いるれきしを
ちとらくてきて上野のくるぐつ
冬十月のしるの朔きのしるの日きま
をせめんとをるつる誅
十年春二月つるのとるの朔の日来目皇
子をもてきをつ将軍とるてるく

の神部とも国造伴造ならびに軍衆二万五
千人をさづく 夏四月つちのとのひの朔の日将
軍来月皇子はくらのいくさをきてもれをちた
ちんて志賀のこほりのいそをあつめて
いくさの粮をそなへ六月ひのとのひつの朔
つちのとのひの日 大伴連の馬飼 嚙さ勒
の臣糠手ともの百済 くらいこみ
とき来月皇子やまひをおもひて征討をうつことを
をはりぬ 冬十月くるのほし僧 観勒

きのもちをもちて暦本ならびに天文地理の
書并遁甲方術の書をさてまつる時
書生三四人をえらびて観勒にものならむ
湯胡史祖玉陳い暦法をなる 大友村主高
聰と天文遁甲とをまなぶ やまとの臣日並
立て方術をまなぶ ふたりなんてりて業を
受ける 冬十月きのとのいの朔つちのとうし
の日高麗のほし 僧隆 雲聰ともに来
うおりしいそ

十一年春二月 三つのとものとの朔ひのえ
の日来目皇子はかりごとを薨ましまして駅
使をまうしてまうさしめて大ものとうきまして皇太
子と蘇我大臣とをめしてのたまはく
新羅をうつ大將軍来目皇子薨ぬ
その大事をのぞそなへたまふ
ときに筑紫の葦北の土
師連猪手をまうしてのたまはく

きとうしむ故猪手連の孫を婆娑連といふ
其この子や 後に埴生山の邑
の上に葬ぬ 夏四月三つのとの朔の丙更
来目皇子をもて新羅をう
ち將軍とす 秋七月 ひのえうしの朔み
ぬのとのうの日 當麻皇子をもて將軍
とす ひのもとの日 當麻皇子をもてまい
うのぼりをきに 後妻 舎人姫王 あり
薨ましぬ あのの檜笠の岡上に葬ぬ

もしもち當麻皇子つかひたてまつりたまふ任討
冬十月つちのとのうの朔辛の巳の日小墾
田宮にうつりたまふ十一月つちのとのひの朔の
日皇太子まちきこしめさるかのとのさる
我とつかる佛像あわれこの像をえ
うやまひあがめんとおもふ秦造河勝をん
てまつりて臣おうみまろをんをもちて佛像
を受てもちて蜂岡寺をつくる この月
皇太子天皇に まうして大槌をもち勅を

ちくらの坂に又旗幟をたてむ十二月ちの
のとのうの朔辛の巳の日をもちて冠位
をおこなふ大德小德大仁小仁大禮小禮大信
小信大義小義大智小智并十二階なり
に當色の絶をもて頂上撮抱をくて
ふくろのごとくして縁をつけることも
元日に朝賀をきこ
十二年春正月ちのとのひの朔の日をも
て冠位をまちきこしめさるおのの差

あり 夏四月ひのとのゐ朔つちのとのの日皇太子つくりて憲法十七條つくりたまふ

一云 和をもて貴しとし忤ふることなきを宗とせよ人皆黨あり また達れる者少なし 是をもて或君父に順はず 亦隣里に違ひぬ 上和下睦 事を論ふに至れば 則ち事理を得

二云 篤く三宝を敬へ 三宝は佛法僧なり 則ち四生の終 万国の極 何か此法を尊ばざる人 世いつれの人か此法を重まざる 人悪しきもの少なし 教へ導いてよく正しきに帰 三宝に帰ぬ 何をか曲れる を直さん

三云 詔を受けては必ず謹

国立公文書館
National Archives of Japan

はしの君をいはれたる天とを臣をいはれ
たる地とを天おほひ地のせ四時めぐり順
きて万気つゝがなくとを得地天をみほん覆
とをるときいはれたる壊をいうんのこ
ことをして君のことをきいて臣うけと
りて上おこなへと下をしく廟故みこと詔
をうけたまはりていはれつしむて慎
ちやをんいうゝやを敬
四ニ云群卿百寮いやををしてうけそれ礼

民をおさむるをいふ安礼をもんて
上禮なきときは下このほを下禮なし斉
きいをしつてあることをして君臣禮
あいたるあのはあてうれを百姓禮次
あしい國家とのいのおさまる治
五ニ云あきらむのむさぼをさちこのほ絶欲
きとをあきらむ訓弘とをきさよ
具百姓のうつへ一日は千事あり一
日をしうあいをんやとをうこのこ尚仝累

をやうつくるとおさもへきものハ利をうることを常とし賄をらていい獻とゆくくれ(賄)
きちらしのまるものうつくしい石とて水ハ投ることもとりきものいう
ていくち水とりて石ハなぐることもしこ(投)
とりてまつしき民い所由をもつて旨の
道まことを勧めめ
六云あしきをこらしし善をもちいし(懲)(勧)
つの良典をもつて人の善をそ(匡)

そことをあきをみていはけれそ(匡)
つし其面ついあざもくものをもしそ(端)
ち国家をくつそ利うつものそ人(霞)(侯)
民をこう鋒鈔こうまきくこ(侯)
ふものの上ハむつていはしもちこの(対)(妙)
こて下の過をときをあていもしいち
上の矢をそうしこもこらの人いみ(訓訪)(如)
君ハいさをくこ民ハ仁ろ是おほき(志)(如)(仁)
なる乱のものの

七云 人おの〳〵任掌ことあり うこゝろなる
ゆさ〳〵しそれ賢哲官よりよさとき頌音をしたちおこるぶまつりき者
官をしりつゝもきいたるそれ乱禍
ちちをげしせうもれなうおて知生
ことをくなるしくあるひとそれ聖
を事大小とをく人を好てあるそれ治お
さむとき急緩とのさのひとあ時
ふてをのつゝ寛なるこれよりて国家賢

永久をして社稷あるをきことを故いよ
しへの聖王官のことを人をとめて
官ををとあるそれ
八云 ちちきをうつさく早朝とをくす晏退
うてよ公事監をしてを終日ふるつゝ
しこゝををしてをを遅すりをきて急こと
よおをそをををしきをいうをい
事つくさて退
九云 信ハこれ義のもとなることく事信あ

き其善悪成敗（安）をば信じあり君臣
の信あり何事かなさんと君
臣信なくいろつの事とくるやうん（敗）
十二云恐をこち瞋（危）をもて人のとがとい（過）
さし人にし心あり心とのく仇ともあり
彼是をもまいもち我もし（仇）我是
をもいもち彼もし（仇）彼をもし重
をもあるかれをもし愚をもあるを
これ凡夫のこと是非をもるこをもし誰の

くさくさむつきあひとをもしこくとの（貫）愚
なをこと鐶の端をもきこをしこをもて
彼人いいをもいをもてくつをあり（失）
まちをもをしをあひとを得をもとて
をも元をもしなるく（挙）
十一云切色をあをもて賞罰をもて
あてをもうのをもを賞いさを（功）おいて世を罰つ
をもおいて世を事をもをまちをもをもち（れ）
く賞罰とあきをもく

十二に云、国司国造百姓よおさめとることなれ
国よ二君なく民よ両主なし率土の
おほんたみ　王とて主とそなすせる
兆民　所任
皮司いとし是王の民なりなんあて
公ともよ百姓よおさめとらん
賦歛
十三に云りりくの官人ひとおほく
任
職掌　つかさことことなれあるいやまひ
病
あるひは使ひて事をおこすこと
使　業
あるいとなりなる日はあす
和

なふと曾よりしるせるなり
識　そ
りりくことなりとなりて公務とと
りりくけて
司　仕
十四に云まちきみなりち百寮なしあり
姫　妬
とれ我をでよ人を妬めて人まと
我をなむうやむ妬むのうれたのき
嫉　患
いまのとれよ智おのれよまき
妬　勝
れいをなりちなりなりおのれよまき
優
思いをれなりなりて五百とも
いほ

ものていまし賢うあ遇もつる千載
もつて一聖をまつことのらしそれ賢
聖を得ざるときいかなる何をもてか国をおさめん

十五に云 私 をもきておやけもも公
を是臣の道なり九夫人をくしあ
れいのなりそうこあうらねんいのるる 憾
そこのまし非同のとさるるきいれ
ちちもりておやけとさるく公 物
うしおこるときいそれちこもりるぶ 制

ひ法をそこころ害ふ故初章に云上下あり加
るひとの諧と其まるこのこころる情
十六に云民をつくること時をもてそこ
いるの良典なり故冬の月は間
ある民をつくし春うり秋きる
ても農業のごとなる民をたつ
そそしたつくる常農
業をもんい何をきん服食
十七に云大事をハひとり断ていちの

りろくものは あげ論 たるべし小
つき事 ハこれ論 うるもの
くるくるとして 大なる事を あけいふ論
まをんでいりし あや矢 まちあり人ども
うるふ故 りろくとなる 辞 をあひて 辞
きふとき いたるもの を 得
秋九月 朝禮 をあつなはるよりて みてより
しこのるとすなる おそれて 宮門 を出入 ときい 西の
手をもて地をしふ りろのあ 卿 をもてひさ 焼

のつきて 梱 をこして をれもち立てゆけこの月
もつぬそ 黄書 の 屏 師 山背 屏師 をさしあれ
十三年 夏四月 りのとりの 朔 の日 皇太子
大臣をもび 諸王 諸臣 よみこのりをもて
ものみ くちもし 誓願 をおこしてもめて 銅 鋪
の丈六の 仏像 をもの 一 軀 つくりと
正 ものみ 鞍作鳥 こ みと 金 おほをして 仏 つくる
工 をこの 高麗 国の 大真王 日本国
の天皇 仏像 をつくる 聞

黄金三百兩をもつて閏七月つちのとひ
ひのの日皇太子みこ[金]ちまちきこちるのう
こと[班]て褶を着きめ給冬十月皇太子い
うちの宮に居給ふ
十四年夏四月きのえのとうの朔ちのとう
の日銅[加]繡の丈六の佛像なるひとつ造り奉る
この日丈六の銅像を元興寺の金堂に坐す
いりときに佛像金堂の戸まもとにて
堂に入れ納たてまつる工人
ホ堂の戸をこぼちていれ[破]
と強ちにいくちの鳥ちしかこと[奏]
戸をこぼちて堂に入ることを得
その日設[おこと]乗をつくる人[舎]もあけて[勝]
うちふつうもて寺に
四月八日七月十五日役[みて]斎を五月きのえとら
の朔つちのひもとのひとつ法くの鳥まこ
とのてのこさく朕内典[ほとけのふみ]をおこさんと
ちりふるさる佛[ほとけ]利[しゃり]をつくりたまふ舎利[しゃり]を

りとめしときは汝が祖父司馬達等もまた
ち舎利をもてまつる又国に備后なる
は汝が父多須那橘豊日天皇のうるはし
出家して仏法を敬ひ大いまち
姉嶋女もまた出家してりうくの后のし
ちひまひとなりて釈教をおこなひ今朕
丈六の仏をつくりたてまつる好仏像をもと
いすりてまつる仏本をもちて朕心に合
なへり又仏像をもけりることをもでいおもひて

堂に入れてまつるの工人もわれと
あるべしと堂の戸をやぶりてうるはしく
戸をひらきてそこに入れてまつることを得たり
これ汝が功なり先に大仁位をたまふそ
あるべしの国まさに水田二十町をたまふ
を鳥ゑの田をもて天皇のうるはしき金剛寺を
いくることをいまい南側の坂田の后寺といふ
秋七月天皇皇太子に勝髪経を
講ぜしめ給ふ三日おもひ給ふ皇太

ふまく法華経をおうしの宮よりきこしめす
天皇大よりこひ給ひてそのの国の水四百
町皇太子よりを施給ひて班鳩寺よりあさ
めの給ふ
十五年春二月のしつの朔の日壬生部を
さとの給ふ法のみこよりの日みこよりての
さすく朕きうもの我皇祖天皇等世を
おさめ給ふと天せく踞地よりあ宰
きくあくく神祇を礼いやもしあもの山川同
といもひまつりて乾坤のかみたちことを
祠りて倍陽ひけやもきて和造化つくることを
きのふいすも世よあるいて神祇あまつかみくを
うみをいもひまつ祭祠んを
らんや故まちきこちを為に心を尽して
うく神祇を拝きもの日皇太子
きもひ大臣たち祭を
やすひまつる秋七月つもの朔う
祭拝
のいめの日大禮小野臣妹子を大唐へ

まつり鞍作福利をもて通事となす
この冬やまとの国よりけちの池ふちちの
池ちちの池をほりせをしむ
の国より大海をくさかの限
より苅の池ちさこの池をほりまくるごと
屯倉をおきをす

十六年夏四月をの臣妹子を大唐
ちつかわしたいこの臣をなつけて蘇
因高と云ふ裴世

清下客十二人いこの臣ちさうて作
ちいる雄成をまつりてりこし
の客裴世清おとめてりうの客のとある
さうる新歓となる高麗の歓の上よりつ
せをす六月ちうのしとちの羽ひのしるつの
日客等ちうのうまとまる、この日ちう船
三十艘をもて客おを江口よりもうして新歓
よもんしむちよ中臣宮地連磨大河
内直糠手船史王平をもてまろつちと
掌客

[illegible]家より妹[illegible]臣まうしてすらく臣は
[illegible]の帝書をもて臣は
参渡
さづけ[illegible]百済国をやまきし日百
済人を掠てうためこころをえる
掠
てまうさしめすきしさちわてまうさ
くれ使人弧といふ旨をうしろこ
のつうむなんをおうてうの書を
大国
[illegible]流刑
[illegible]つうしひ[illegible]時
呼
[illegible]天皇みことのりしてのたまはく妹をふとう

しのふはをあてふふもあやをくつををす
をかのしろのまらうとうとまき
不良
うをしをしてしをゆ赦てつしをれを秋八
月のをのうしの朔えのをのうの日りのうの
まらうし京にまいるこの日をうむ七十五
岩　餞時　入
延とつうしてりらうの客をつをちの 饗を
迎　海石榴市
むうへ額田部連比羅夫をて礼をもしの辞
客
をまををうつの初の日唐客を朝庭にあし
てをいひのむをまをさうむ時に阿陪臣物
参

部依訓連抱二人をまらとのみちびきびと
さきまいさきのうの国信物を庭中に
おく時に使主裴世清つつ書をもてあ
度おがらて（再拜）つつしのもを（旨）まうしてまつる
てさてのその書に云
皇帝問倭皇使人長吏大禮蘇因高等
至具懷朕欽羨宝命臨仰區宇思弘
德化覃被含靈愛育之情無隔遐邇
知皇命居海表撫寧民庶境内安樂
風俗融和深気至誠遠脩朝貢丹款
之養朕有嘉焉私暄比如常也故遣鴻
臚寺掌客裴世清等稍宣往意并送
物如別
時に阿輩出てんて具書を受てさきに
大伴嚫連もつ（出）て書をうけて天門の前の
机の上におきて奏せて事おわりてまげる時
皇子清主諸臣とく退る金髻華をもて
むこうに着頭をまき衣服いろのきに錦紫の
冠を

[illegible]色の[illegible]羅[illegible]
織　三位服の色にこれ　ひのしたつの日りうこうの宮
ホをみたまふ饗　九月九日の朔
きたのいの日まらうとホを雑役の大郡にあく
しる　かのとのうの日　唐客裴世清まのりうこ
をしたまふ　小野妹子臣をもて大使とし吉
士雄成をもて小使とし
稱利を通事とし
りうこうのすらうとよ別てつかひ送る家
よ天皇　唐帝をたまひし詔のことばに云
辞

東天皇敬白西皇帝使人鴻臚寺掌
客裴世清等至久憶方解李秋薄
冷尊何如想清念比即処常今遣大
禮蘇因高大禮平那利等往誼白不具
この時りうこうよ学生倭漢直福因奈良
澤語恵明高向漢人玄理新漢人大国学
問僧新漢人日文南淵漢人清安志賀漢人
恵隠漢人廣齊等并八人をまうせり
[illegible]き人多[illegible]

十七年夏四月ひのとのの朔の辛酉の日に
くの太宰まうして申すく百済のほし
道欣恵弥を僧として一十人俗人七十五人
肥後国のあ北の海に泊りきて
難波のきし徳麻呂船の人ひと龍をまと
てとふてを何そまうらうとして云くく
の王の命のうちて呉国まつらぬ其国に乱あ
つて入ることをえさるまうくるく
ちまちるあらしの風あつて海の中に暴

あらふこうる大ひらさいをあつて亟帝の
辺境にどまることをうむ七月ひのと
うの朔三のむすの日徳磨らくの倍美
うそをしたち徳磨龍二人をくしてく
らの人ホうくに引くてよりをくつた
しまるいるして道人ホ十一三人訪して
そまう人とおのをもちて表たてまつ
をてさすりまうして元真寺に住むし
秋九月小野臣妹子

通事福利をして

十八年春三月高麗王ほし曇徴法定と

さてまつるどんてうい立錦とものまつりく

彩色をび紙墨とはくり并碾磑とつる

きり碾磑を川らとのときよりてつる

秋七月ちきの使人沙喰部奈末竹世上

任那の使人喰部大舎首智買とをよつ

くりいる九月つちひをまりてきき

みれのつひをあて冬十月つちのとのう

しの朔ひのさるの日ちきみまのつひ京

まいる この日額田部連比羅夫をみとれ命

ほせてちきの宮をむとの庄馬の長と

うてのにおほる大伴任那のまらと

をむのかさうむ月の長ら仁斗

の河辺の舘をる安置ひのとのとの

日まらとに朝庭をおのむうるさの造希

かちる川勝土部のむじ菟よのこてて新

庭のこちひきひしし尚人のむし塩蓋

御門番大勢をもてしみちのくしに
てとり引てみるに門より入て庭中に
さつときに大伴昨連そがの豊浦堀実臣
さつきの稼手臣御倍鳥子臣とも伝
ちりて起きんて庭に伏ぬる両国の
まらうと出をのくおのんてつひの首と参
そをもちてちりのまちきらて大夫きんて
おほすちきるまつ時に大臣伝起
てまつわとりやい前に立てきつをもてまて
廳

諸客に賜禄あり羊あり
日つひに朝に郷食ます漢直賛
とをもてきの共食者とし錦織首久僧
とみるの共食者とし沽のいの日すらう
と禮おもてうる
十九年夏五月廿日兎田野に薬猟し沽
あるときに鶏鳴時ふちをの池のほとりつ集
ふ會明をもてを往く栗田細目臣
を前部領とし額田部の連をて

後部領と法師の日すちきさちち服の色と
なるものの色ふかくおのゝ礬美を着
もちもち大德小德なるひよ金をもちる大
仁小仁ハ豹尾をもちる大禮より下ハ鳥の
尾をもちる　秋八月ちきより沙喙部奈末
北叱智とまうしみまし仕那部習部大舍親智
周智とまうしてとるうまきてまる朝貢
二十年春正月のとのゑの朔ひのとのいの日
おほきめてまちきちよとるのあるし紀安
置國

この日大臣おほきさてまつりて哥よりて云
やちくもまきあはきのうちまあ
のやそきいてくみをたいよ
つつまかくしちるもる
もちるかくしてみそる
まくんとるて法えまんる
ほきすほる
天皇和哥まこと
まそりのうはるまんか

のこまちるそくしんのかさひとしかも
そうのことをおぼきこのかもしき
二月のとのいの朔のくむかの日皇大夫人
堅塩媛とひのくさの大陵に改葬あくめ
この日拍の街に誄してまつ 才一に伯信
臣鳥 天皇の命を誄さてまつる霊
明器明衣の類、万五千種 そなへまつる 才
二に みこたちついでたまておのおのしのびまま
うし奉る 才三に中臣宮地連烏麿 大臣の

誄をしのびまつる 才四に大臣八腹の臣等
をひきゐてもちて境部臣摩理勢をもて
氏姓の本をしのびことまうす時人の云
まうすに おほろ二人よくしのびたまへり
鳥臣志のひとえさうさん 文立月廿日 葉集
猟羽田まつぐらめひつきてみるまつる 連朝
その装束 蒐 の猟のこころ 百済国
わをのつかける 化来 者もその面身に
まつる 班 白癩ある者の其人

矣明年春二月海中の嶋より大きなる人出て
ある人の云り臣下班授を受て帰り
白班ある牛馬国中より奏(言)する所の
臣小さこの形なる山岳のごとを
用いるるに臣ともめてもちひ給ひ
国のある利あるんぞも用ひく海嶋より
来てんやこのの辞をきてもてなして
頂弥山の祇とし呉橋を南庭にうつしむ
ときの人其人をうけて治る工とふまる

名ハ芝耆麻呂ま百済人味摩之帰化
りむかて呉より来て伎楽俳を得ること
まうもちまうもちの楊丹より
を伝集て伎楽舞をなすもうる真
野首弟子新漢斉文二人ことをなして
ものまねをつくる
二十一年冬十一月掖上池畝傍池和珥池
をほりを始まる雄略京よりいる大道をお
る十二月朔の日皇太子行国

いてさい時る飢うひと道のほとり
せうよて姓名をとゝと行へるさひ皇
太子みそなはして飲食をきすふさしたまふ衣
裳をめしでうるひとるおほしてのさす
くやまくふをしたまふ寄てのるさく
しるてうるをうやまるいひるえてうや
せうるひとあるしあやるなる
をけのやさるけのきみいやるむ
まをてうやせうるひとなれ

みるひ行の日皇太子使をまをして飢さ
るひとををめ行ふ使ひのまうきて
まうさうるひとをでる死ぬ家る皇
太るおほまよう行ふ事すてをしたまふ尚
処る葬埋てつつきるむ日を（墓固封）（数日）てのちる
皇太る使うさつひとをあてうるわてのす
（迎習）
さきの日道よふをうるひとをいそれ
凡人るあるひうるそ直人るんをのるす
ひてつひをまをしてみをの行ふる使

者ども、すうきて、墓所に、いくりて、
れたる封埴、つめ、こわうこと、動もち
開て、ふれて、屍骨をば、でゆむ、宣、唯
衣服、畳て、棺の上に、おくる、皇太子、
つひを、返して、其衣を、ともしめて、時の、
くすり服、さすり、時の人、おほきみ、人て、
聖の、ひつを、知て、そ、れ、まと、しるなと、ひ
ていく、堙、まる
二十二年、夏、五月、五日、茅渟、宮、六月、ひの、

十八、語を

のうの、朔、つちのとのうの日、大上、御田鍬、矢田部
造、名を、とりて、よ、
まひて、大臣、のまへ、男女、并、一千、人、おそ
二十三年、秋、七月、九、大上君、御田鍬、やまとの、造、
りて、こ、ま、に、ま、る、百済の、つひを、ま、ち
大上君、よ、ま、て、ま、り、未朝、十一月、つちの
とのうの、朔、の、ま、の、日、ま、の、すうと、
よ、饗、さ、す、三つの、ものの、うの日、三、業の、ほし、恵
蕃国、ま、ま、か、つ、

二十四年春正月杞柔国より三月桜鈌人
三口まゐりもゐる 夏五月やくの人七口まゐる
秋七月まさやくの人 二十口まゐる
先後あはせて三十人 これ朴井より人下
もいまゐる つるぎをもちて流死まゐる
秋七月 ちまきより 奈未 竹世土をまゐて
仏像をこしまつる
二十五年 夏六月 いたりの国よりまゐる神
戸のこほりより 凡あり あきさ 定のとりこ

とり五の載のこのまつり
二十六年 秋八月 三つのとりの朔の日 言る
羅ゐ川のしをまゐて方物をこしまつる
つるぎまゐる 階の煬帝 三十万の兵を
おこして我をせめうつて我ゐさまやまつる
故倭虜貢公普通二人をもし 鼓吹 弩 抗石
のゐゐ十物 并 土物 路絶 一見 ゐてすつる
こる 河辺臣 名をもてあきの国よりまゐて
船をつくむ 山ゐいて船の材をすく 寛

杖を投て名きる人と時に
人あつて云霹靂の木なりきへの河
辺邑の云そこ[西]いつつの神とおもふ
皇命にさからんやといひて多て[幣帛]を祭
まつりて人夫をつかはしてもちいつ
大雨[ひさめ]の雷なる電[いなつま]を家に河辺邑[かうのあたり]釼[つるぎ]を
[案]もちゐてをいつつの神人夫をなはし[拘]
[待]まさに我身を[傷]ひて[仰]あひて
[待]十餘[とあまり]人ときをいつつ河辺邑とお
ものことをいへ[ちうきいて]ば少奥になりてきの枝[き]
よりさ[狭]ものをもちて魚をとりてこれを[焚]
[枝理]ものを其舳[へ]をつくりた
二十七年夏四月つちのとのいの朔ミつのさるの
日あふみの国より[うみ]まうさく蒲生[うまふ]河に物[もの]人
つかへ[仕]その[ものの]ちに人のこと秋七月[ふみ]の国
に漢[あや]人[ひと]つかへ[仕]ものを[あし]ほりて江をつくり物あり
[あし]に入その[ものの]ちに児[らこ]の[ものの]ちに魚[いを]あり人
もあり名つきん[刑]をらえて

二十八年秋八月掖玖人来伊豆のまく
流来
冬十月砂礫をもてひのくるまみ
陵
うこきの上より菅城外より立てつて
山をなしまつて氏ともに おほきて大きらを柱
土山の上より倭漢坂上直うこきて
建 樹
る柱をもつて二重 故ときの人な
勝
ほらて大柱直といへり十二月より
朝の日天より赤気あり長一丈あまりのち
雉尾のごとし
皇太子嶋大臣ともに

たのまつて天皇記および国記臣連伴造国造
百八十部并公民本の本記を録ぶ
二十九年春二月つちのとのうしの朔三つのと
みの日半夜より厩戸豊聡耳皇子命
班鳩か
の宮より斑鳩へうつりたまふ時諸王諸臣あ
めのしたのおほんたからとなりて長老い
百姓
童児をうしなふこと あたかも塩酢を味
塩酢を味
あれとも嘗たる少幼をうしなふ
七
ごとくなもいさつりしを行路より
哭 泣 満

なゝち耕夫ハ耕とやめ春ハ杵せそ三月
月ひかりをうしろつて　天地をてるらんめへ
いさゝゆきき　誰とゝのしさてまんや
この月上宮太子と磯長陵に葬さてまつる
うのときにあつて　言葉のほゝし恵慈上
宮皇太子　うまれます　同て大りし
て皇太子のうまれる　僧を請て設斎せて
うつて経とゝける日　ひちひて云　日本国
の聖人まします　上宮豊聡耳皇子

ゝ天子ゆ　玄臺の恵をてゝ時
本国に生ませり　三統を邑貫つめきひ
の宏猷をつぎ　三宝を茶いやひ黎
元の命をすくひまひき是まと
の大聖なり　いま太子我
異国　心むつ　在断金　異ひとい
うゝなんの益　家来年二月
五日をてゝ　死なんて　上宮太子
浄土　あひてまつて　元生を化

うんらる恵慈（朝）ちまて日よあらて死も
をこらもて時の人うんもこれもなるい
つく真ひとり（燭）上宮太子（聖）ひとよりの
うるあるて恵慈もまさひりひりとる
新羅より奈未伊弥買とまうして（貢）
きうてまつりて表書とてまつりて（使）つし
のむをとうて　　
まつりと　　
三十一年　秋七月　新羅より大使奈未智洗

余とまうし任那達率奈未智とまう
そなるひる未朝まて佛像一具とうし金
塔并舎利まて大くうんちうの幡一具小
幡十二條をうてまつる　　佛像とて
（葛野）秦寺まうむ　餘舎利金
塔くうんちやうのまて　　
よおさめらる　この時　　
とはうし恵斉　恵光（聖）　恵日（醫）福
因ホなるひる智洗余等まうてまう

[illegible]恵日法師[illegible]学者[illegible]業
[illegible]唐の国ハ
法式[illegible]備定[illegible]国せ
[illegible]遣[illegible]任那
[illegible]任那新羅[illegible]附[illegible]天皇新
[illegible]謀[illegible]大臣
[illegible]詢[illegible]田中臣[illegible]
[illegible]急[illegible]せ[illegible]

先[illegible]状[illegible]逆[illegible]
[illegible]宗[illegible]晩[illegible]試[illegible]使
[illegible]撃[illegible]息[illegible]請[illegible]
中臣連國[illegible]任那[illegible]我内
官[illegible]
[illegible]戒[illegible]征伐[illegible]任那
[illegible]
益[illegible]やと清[illegible]田中臣[illegible]有[illegible]
[illegible]百濟人[illegible]多[illegible]霞[illegible]國也[illegible]道路[illegible]

なをといつ訪おそれのまうをとられ請
ふるもあるを故百濟より附くのそをもちち非之
ふるてうるそ家より吉士磐金と志ま
まる吉士倉下を任那より まりて任任
那の事とそもし時より志るもの国主八大
夫とまりてきの国の事を磐金より
うそまる任那の国のことを倉下より まりて
まりてちさりてまりまる任那小国なんとも約
天皇のほとまるのふるなんそしまるそ附庸 転

くられをさるん任るのまる随内官家と
志めて祝ふ志ひるひんまるち奈
未智洗遅吉士磐金副まる任那人
達率奈未遅をして吉士倉下をぐして
をしもち支国の調をまりてまる磐
金らいまるふるを以郎年大德境
部臣雉麿小德中臣連国をして大將軍と
し小德河辺臣禾受小德物部依網連乙
未小德波多臣廣庭小德近江脚身臣飯

蓋小徳平群臣宇志小徳大伴連名を小徳
大宅臣軍として副将軍として救万
の兵をひきのて新羅をうつむ時に磐
金らともに津につくして船にとりて
風波をまつこと久しくして海にいたりて満
ほくいたる支国の沙門望賢の堵にすり
てをりて久しくして地遅大倉
と代て任那の調をたてまつ
るに磐金等あひのりて云このいくさの

おとりはそてよきの朝ちよりとりてを
りて任那の事いかにもなしたまふ
ふれとりてもて唯将軍にしたがて
任那に発舟よりてそうてきとおそいんと襲
そこに支国の王いとさ多いたると
きて後あつめあつまりて懼あつまりんとすり請
そこに将軍に反もてまふ表
うてまつる天皇ゆるして聽をて冬十一月
磐金倉下に来りて時に大臣

その状をもし奏ふこうて云新羅金をう
けたまりて　鑒懼　こまりをちなむよ
専使をさしてもちて当国の　調　をさして
まつる志のうるふ　船　いくさ　師　いうをとて　朝貢　ろ
きてまつる使人さうのこと
うまきなをさしてまつる　爰　大臣の云　悔　や
いうるまやくいさをまこと時人の云
このいくさの事い境部臣　伊曇連　さうさる
多きまきの幣物をうをうしゆる故

まく大臣をもめて　征　いまつひ
のものをまそてうのこけの
磐金　有　らまきよ　ふるもし日法とふ
ころほし荘　船一　艘海の浦ふもう磐金
とふく云この船そいつれの国のもく船そ
うをて云まきの船く磐金まく云いつ
むそ任那の　作　船なるんのとき　即　使任那
のものの一船をくうふ其まき迎船二艘
のものよまそ春う秋ふうす

てなりあめのみわ大よ水あり五穀(そのこくもの)みのりて
三十二年 夏四月ひのしもすの刑つちのえ
うまの日 ひとりの僧(ほうし)あつて斧(まさかり)をもつて
祖父(おほぢ)を毆(うて)時に天皇きこしめして大臣と
めしてみことのりしてのたまはく夫出家せ
るひとは妻(ひとり)を捨(すて)て三宝(ほう)を帰(むきて)戒
法(のり)を具憶(そなへ)いまくなんそくいむそれ
てあやまちあるときは忠逆(ただしきさかしま)おのれを犯(おかす)いま朕き
くに僧あつて祖父をうてり故とく
に諸寺の僧尼をあつめて罪(つみ)推問(とひただす)ことひ
事まことなるいなるつみをんうる諸の
僧尼をあつめて推んぶるに悪逆(あしきさかしま)をほしいままにし諸の尼なるひとつみをんと罪
うる百済の観勒(ほうし)まうしていまして表上
まつて法師佛法西国より来(きたる)渡
つるに至りて三百歳をつぎそれにつぎ
て百済国よりまうしてまつるよ一百年
をなりぬ王(きみ)日本(やまと)の天皇のさかしく賢哲

まことにうけさせつて佛像をもつて内
典をとこてまつりもちいまさ百歲をぶる
なれも滿故今時よりあつて僧尼いまさ法律
よなをもつて習もやもちくあるき輙惡道をすてる紀
ことをもて諸僧尼おのれ檀おのれ懼せんきて所如
らもあるべき法のつくる其あるき惡もの者を
そきて外僧といとくくるゆるてなつて邪
しきひも是大仏のものの功德さ仏ん天
皇をもちゆる聽きさつつちのしむか

の日みとものしてのるさく丈道人を尚
法をおのそなるとめてる俗人をを海入
故いけるゆくさま僧正僧都を任て
もちもち僧尼をうんぐ檢校うるいあの
日覩勒ほりもて僧正と鞍部德積
をもて僧都をうるの日阿曼連名とを
りて法頭をうる秋九月きのいあの朔
ひの初の日寺をもし僧尼をうんつて
ふさる其寺つくる孫をもまる僧尼

入道の孫とし度せとと月日をつ
ふるうのまるあらて寺四十六所僧八百
十六人尼五百六十九人并一千三百八十五人
あり冬十月うのとのうの朔の日大臣(蘇我)の墨
連名と阿倍臣磨呂ふうのまちきこと(怪)す
て天皇を奏さしめてすうさく葛城縣を
もと臣り本居く故其縣を因て姓名とす
こともてこいるのがつるよその縣を得
て臣のうさせり縣と(封)せんとおりふこと天皇

みとものうしてのうさいか朕をもちも
蘇我より出るの大臣まる朕おぢなり(舅)
故大臣のまうさんことを依るまさい夜と
あるうし日よまうさハをもち日をくさし(曉)
なるとうりしそうん(不用)さうんいか朕世
あるをくひるる(頓)この縣をうしなひて
後の君のうまいんをそろうり婦人(あの)天下を
のそうてひるる(頓)其縣をうしうるとも(思癡)
あるひとり朕おさろう(不買)のうたうんや大臣

きさきまめうさうこれ後葉のあき名を人
をのこまもりてゆうし（能）給ふ
三十三年春正月こつのしさるの朔つちのえ
ねの日言葉王ほうし惠灌をたてまつる
きれいら僧正を任ぜらる
三十四年春正月桃李ちりけり三月
ふさもくて霜ふれり夏五月つちのく猪の
朔ひのとのひつじの月大臣薨ぜらる
桃原の墓に葬む大臣八ちれら稲月宿祢

のみこと性ひとなりて武略あり
あり三宝をいやまつる雉戈
をもちいて庭中に飛鳥河の傍に小池
小鴻を池中に放つ魚故ときの人鴻大臣
六月雷なる三月に七月に
いなびまでなる霖雨天下おほきに飢
へて老ある者ハ軍根をらして乞のほと
をに死いとまなきに乞ものく乱をつくて母をと
に死め人めも弦弟ひと大におらつて やむへう

ら
三十五年春二月みちの国より駿あて人より
比 まうして奇うふ 文立月 蠅あつてあつ
す 其うう 穀 うるかう 累 と十丈あまり虚空
まううんてたかの坂とうの 霹靂 いかづち
のうち をかうち東のう上野国よりう
てをつうより散め
三十六年春二月つちのとの朔まのさ
つの日天皇 臥病 やまひ まうす 三月ひのう

ひつの朔つちのとうの日日より蝕尽くうると
あうのうの日天皇病 やまひ うり 諱 いみな
ふつのうちうち田村皇 むらのすめらみこと をあてうう
てのうさいく天位 あまくらい よのほうてあつひつ
きとおきめうつのまうとうとうて黎 取 鳴 基
元をつうふ 紀輪 万機 亨育 とうとうやうふあ
そうのうおうんうう刑や故汝 なんじ てんて 填 輙 本
あきらうせうやういうつうそう
日山背 やましろのおおきみ 大兄をあてみうとうての

こゝろく沈肝（雅）を心より望といふ
ゝゝとゝきて言ふ（カ 緒）まちさゝちの云（群）
とすちてもきうふ（後）つのゝうしの日
天皇崩ぬ（時年七十五）をはしまち南庭より殯
文四月つのゝしむすの朔ゝのうの日雹
ふおほきさ桃ゝのゝ
あゝゝゝおほきさ李ゝのゝ春
文ゝいゝゝさて早き秋九月つゝゝ
の朔ゝゝゝ孫の日ゝゝて天皇の哀禮（まや）

を起ゝゝゝゝまちきこゝちおのゝゝ（殯）
のゝゝ詩（むた）をゝゝゝさきる天皇まちき（群臣）
ゝゝちゝのゝゝみゝゝのゝゝてのゝゝゝいくさ
ゝ五穀（その遺詔）ゝの（登）ゝて百姓（ゝゝゝ）おほきゝ飢（いゝ）
き其朕（あ）さゝゝ陵（ゝゝき）をゝゝゝあゝゝゝゝて（カ葬）
ゝゝゝゝ竹田皇（ゝけゝゝ）ゝの陵（ゝゝき）ゝ（葬）ゝゝゝゝ
ゝゝつの日竹田皇ゝの陵ゝ葬（ゝゝ）ゝる

内閣文庫
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan